

議論のとりまとめ（案）（「見直しの方向性」部分抜粋）

（１）民間職業訓練サービスガイドラインと適合事業所認定について

- PDCA サイクルによる運営を推奨する民間訓練ガイドラインについては、民間訓練の質の向上を促す仕組みとして有効であると考えられ、この取組を続けていくべきではないか。
- 民間訓練機関に PDCA サイクルによる運営改善を推奨していく上では、民間訓練機関への動機付けを行い、訓練の受講者がその取組を認識できるように、ガイドラインに沿った運用を行っている機関を評価する適合事業所認定の仕組みを続けるべきではないか。
- 適合事業所認定については、求職者支援訓練を担う多くの事業所が小規模事業所であることを考えれば、小規模事業所を念頭に置いた指標の軽減を検討すべきではないか。その場合、経営面の指標を整理することが一案ではないか。参加事業所を増やすことで、国全体の民間訓練の質の向上を促していくべきではないか。
- 民間職業訓練サービスガイドラインの運営協議会、認証委員会、研修については、委託事業で行われていたところであるが、受託業者が変わっていくことで安定的な制度運用の懸念が生じる。また、求職者支援訓練や委託訓練の認定要素、加点要素となる制度であること、業界を包括するような業界団体が存在しないことを考えれば、中立性の観点等から職業訓練の運営改善に知見を有する公的な機関が運用することが望ましいのではないか。
- 審査料については、多くの事業所に参加を促す観点からはコストを抑える工夫をすべきではないか。特に、企業が複数事業所を展開している場合については、同様の運用方法・マニュアルを用いているケースが考えられるため、そのような事情を考慮すべきではないか。
- 適合事業所認定制度については、制度の知名度が低い現状がある。認定制度が運営改善を行う事業所を評価し、労働者が受講を決定する際の判断材料として機能するための方策をとることが必要ではないか。また、認定を受ける過程で整備された運営改善の仕組みについて、その後の大幅な変更が生じにくい性質を考えれば、適合事業所認定の有効期間は、現行の３年より長くすることも考えられるのではないかと。

(2) 公的資金の支出対象となる民間職業訓練サービスの要件について

- 訓練の質の向上に対する取組への評価として、適合事業所は、引き続き求職者支援訓練の加点要素として評価されるべきではないか。
- 適合事業所認定制度の効果を測る指標として修了率を考慮してはどうか。

(3) その他

- 民間訓練機関の訓練について適切に評価するためには、訓練機関の属性についてのデータと、受講者の属性についてのデータの両方を用いた分析が必要と考えられることからデータベースの整備を検討すべきではないか。